

愛知県からの地方分権改革に関する提案の概要

〔 〕は支障事例等

提案事項	提案概要
消防庁による調査に係る事務の効率化	<p>消防庁の市町村、消防本部を対象とする調査及び調査における取りまとめ事務について、総務省の「調査・照会（一斉調査）システム」等を活用することにより、事務の省力化を行い、市町村、消防本部の状況については、消防庁において調査結果等を取りまとめた後、共有するよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が地方公共団体に対し行う調査については、一斉調査システムの活用を促すよう、関係府省に通知されているところである。 ・消防庁からの市町村、消防本部を対象とする調査については、取りまとめが都道府県にメール等で依頼される。そのため、都道府県においては、各市町村及び消防本部からの回答を1件ずつ確認し、各都道府県の回答フォームにコピーアンドペーストする形で取りまとめの上、回答している。 ・消防庁による調査は年間100件程度行われている。また、当県は34消防本部、54市町村があるため、担当者が1市町村から「受信確認→保存→貼り付け→確認」という一連の作業を行う時間を3分と仮定しても、回答の取りまとめだけで、162分程度かかることとなる。それに加え、市町村や消防本部の回答に修正がある場合の対応等も行う必要がある。
消防庁の消防本部・市町村への通知方法の見直し	<p>消防庁から消防本部・市町村への通知について、総務省の「調査・照会（一斉調査）システム」などを利用し、消防庁が県・市町村・消防本部へ同報で周知する等、事務の簡素化を行うよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防庁からの周知依頼文書や通知については、各都道府県消防防災主管部（局）長殿宛てにメールで送付されるため、基本的には県において、市町村・消防本部宛て通知文を作成し、展開している。その中で、特に県で追記する必要がないものについては、通知文を作成し、添付の上、市町村・消防本部へ展開している。 ・消防庁から送付される周知依頼や通知の数は上半期だけでも50件程度であり、その内あえて県を通じて展開しなくてもよい（全団体宛てに同報でよい）内容のものが40件程度である。 ・また、通知1件の展開につき、担当者の作業時間や、決裁関係者の確認時間も含み、少なくとも15分程度の時間を要する。 ・このように、都道府県を経由する必要がないのにも関わらず、無駄な事務が発生している。

提案事項	提案概要
<p>財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること</p>	<p>地方自治法施行令 169 条の 6 の普通財産を信託できる目的に、森林の施業・管理を追加するよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県では、東三河地域の振興に取り組むため、地域づくりの主体となる県、市町村、経済団体、住民等が連携した「東三河ビジョン協議会」を設立。同協議会で 2030 年度までの重点的な政策の方向性を示す「東三河振興ビジョン 2030」を策定した。 ・同ビジョン推進にあたり、2024 年度から重点プロジェクト「東三河森林ルネッサンスプロジェクト」を実施する。同プロジェクトは、森林関連産業の成長産業化に向けた可能性を探り、森林資源を活用した東三河の振興を目指している。同プロジェクトの事業のひとつに、森林信託制度の導入検討を掲げており、現在、その実現可能性調査を事業として実施している。 ・この事業において、森林信託の候補地をピックアップしたところ、県内の「財産区の森林」が候補のひとつとしてピックアップされた。財産区を含む地方公共団体の普通財産である土地については、地方自治法の規定により、信託できるのは、信託の目的が「信託された土地に建物を建築」又は「信託された土地を造成」に限定されている。このため、財産区の土地を、森林の施業・管理を目的として信託することはできない。
<p>地方公共団体から国の機関に対する公金支払事務において口座払いを可能とすること</p>	<p>地方公共団体から国の機関に対する納付書による借地料、貸付料、返還金、還付金、租税公課等の支出について、口座振込で対応できるように変更を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」（令和 4 年 3 月 29 日 総行行第 85 号 総税企第 35 号）により、公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化を図っていくことが重要であるとされている。 ・納付書による支払については、金融機関窓口において多大な事務負担が生じており、従前より指定金融機関から見直しを要望されているところである。

提案事項	提案概要
<p>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る内示の早期化</p>	<p>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の内示を早期化するように求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、工事の前年度の6月頃までに事業者から整備計画が提出され、3月頃に県の予算の採択・不採択を事業者へ通知し、その後国へ協議資料を提出し、工事を行う年度の7月頃に国から県を通じて事業者への内示の通知を行う、というスケジュールになっている。 ・また、工事の契約・着工は内示通知以降しか認められておらず、事業者は短期間での工事を行う必要がある。内示通知を行った年度内に事業が完了しない場合は補助対象外となる。加えて、現在、建設材料、人手不足による工期の遅れや延長などがあり、工事を年度末までに完了させることが困難な状態になっている。
<p>障害福祉サービスの施設入所支援と地域生活支援事業の移動支援が併用可能であることの明確化</p>	<p>障害福祉サービスの施設入所支援と地域生活支援事業の移動支援が併用可能であることについて、通知を発出する、又は事務処理要領に明記する等の方法により明確化するように求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスは、障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別される。 ・その併給については、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」において定められているが、施設入所支援と移動支援が併給可能であることが読み取れず、併給の可否が不明確である。実際に、施設入所支援を受けている利用者について、移動支援は利用できないものだと誤認し、サービスを併用していない事業者もあり、柔軟なサービスの提供に際し、支障が生じている。

提案事項	提案概要
<p>認定職業訓練費補助制度に係る補助対象の見直し</p>	<p>認定職業訓練費補助制度について、補助対象外となっている中小企業の事業主及び家族従事者も補助対象とするよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練法人等が認定職業訓練を行う場合に要する経費について、国から3分の1の補助があるところ。 ・ 補助対象となる訓練生は、中小企業事業主に雇用されている者（雇用保険の被保険者）、建築大工・左官等の一人親方等の労災保険特別加入者等であり、中小企業の事業主及び家族従事者については労災保険特別加入者であっても（一人親方等ではないため）補助対象外となっている。 ・ 受講対象者が補助対象外の場合、訓練実施経費は認定職業訓練校の負担となり、運営の支障となっている。 ・ また、上記により、中小企業事業主は自身の家族従事者を認定職業訓練への派遣を見送るなどして、地域ぐるみで技能者及び職業訓練指導員の後進を育成する本取組に参加出来ない状況が生じている。 ・ 家族従事者は、将来、中小企業事業主として地域を支えていく立場にあり、認定職業訓練の受講は、技能及び事業の安定的な継承、地域経済の発展にとって必要不可欠であるが、労災保険の特別加入者であっても補助対象外とされていることが大きな障壁となっている。
<p>家畜防疫員の旅費に係る精算方法の見直し</p>	<p>家畜防疫員の旅費について、派遣元が直接国に請求できるようにする。要請側の業務負担軽減のため、防疫業務手当や時間外勤務手当などについては、派遣元が負担するよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定家畜伝染病発生時に派遣される家畜防疫員の旅費の精算については、家畜伝染病予防法第48条の2第1項に基づく要請により、他の都道府県に家畜防疫員を派遣した場合、同第3項により派遣に伴い要する費用（旅費等）は要請側が支弁することとされている。 ・ 同第4項により派遣側が一時繰替え支弁を行う場合がほとんどだが、要請元においても派遣者毎に精算事務が発生し、業務負担が増大する。 ・ 他県へ派遣した家畜防疫員の旅費等については、派遣先自治体の防疫対応が落ち着いてからの精算事務となり、算定根拠等の確認について派遣先、派遣元相互の事務が発生することから、旅費等の額の確定、派遣者への支払に時間を要する。 ・ また、派遣先自治体においては、派遣を受けた他県の家畜防疫員の旅費等を合算して国予防費負担金の申請事務を行うこととなり、負担が大きい。

提案事項	提案概要
<p>熱中症特別警戒情報に係る情報伝達経路の見直し</p>	<p>気候変動適応法改正に伴う熱中症特別警戒情報の伝達方法について、都道府県から市町村への伝達を不要とし、国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報伝達するよう求める。</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症特別警戒情報については、法律改正により新たに創設、令和6年4月1日に施行されたものであるが、令和6年3月説明会において国が示す方法によれば、当該情報が発表される際には、その期間の前日に事務連絡がメールで都道府県に送信され、それを受けた都道府県知事が市町村長に通知し、さらに市町村から住民等に伝達する必要がある。 ・また、発表されない日でも、4月～10月の運用期間中は毎日メール受信確認が必要なため、自治体職員に過度の作業負担が生じることが予想される。 ・なお、環境省より、各自治体を經由する理由として、熱中症特別警戒情報の伝達と一緒に各自治体独自の情報も伝達できるようにするため、との説明があったが、熱中症特別警戒情報に加えて発信しなくとも、別途対応すれば足りるものと考えられる。 <p>〕</p>